

令和6年度富士山麓外来植物等調査業務委託

報 告 書

(抜粋)

令和7年1月

株式会社自然環境リサーチ

1-4 対象地所在地

- ・ 小山町：ふじあざみライン旧料金所付近（標高 1,360m 付近） から須走口五合目（標高 2,000m 付近） までの区間及び五合目駐車場周辺

業務対象地域の位置を図 1.1～2 に示す。ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に含まれる。区間の標高差は 600m ほどある。

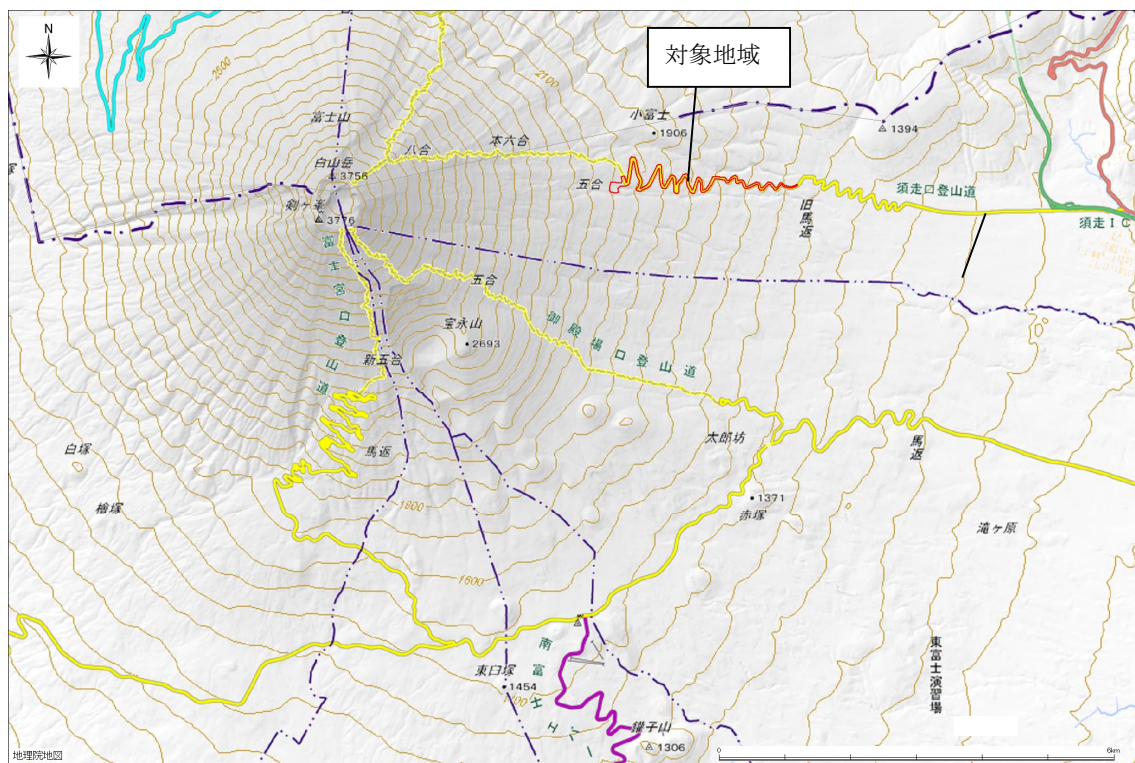


図 1.1 業務対象地域位置図

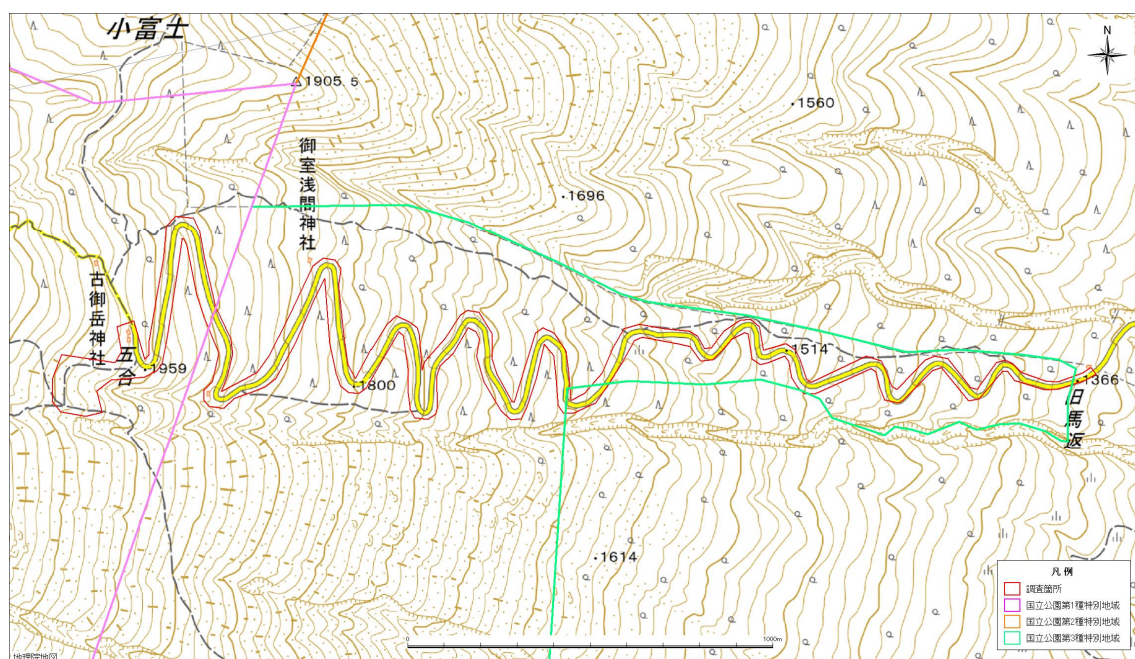


図 1.2 対象地域

3-2 外来植物

(1) 外来植物の選定基準

本調査における外来種の選定基準は表 3.7 のとおりである。

表 3.7 外来植物の選定基準

選 定 基 準	
①	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(環境省, 平成17年6月施行、平成25年6月改正) における特定外来生物
②	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」(環境省・農林水産省, 平成27年3月) における掲載種

注) 生態系被害防止外来種リストの区分

総合対策外来種	国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害のおそれがあるため、防除(外での取り除き、分布拡大の防止等)、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。緊急、重点、その他(正式名称を記載)の3つに区分される。
緊急対策外来種	被害の深刻度に関する基準として(ア)～(エ)のいずれかに該当することに加え、(オ)に該当する種。特に緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。
重点対策外来種	被害の深刻度に関する基準として(ア)～(エ)のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い。
その他の総合対策外来種	総合対策外来種に該当するが、緊急対策外来種及び重点対策外来種には該当しない種。
産業管理外来種	産業又は公益的役割において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては逸出等の防止のための適切な管理を行うことが必要な外来種。種ごとに利用上の留意事項を示し、適切な管理をよびかける。

緊急対策外来種、重点対策外来種における被害の深刻度に関する基準

(ア)	生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
(イ)	生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
(ウ)	絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
(エ)	人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす
(オ)	防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る

(2) 外来植物の確認状況

現地調査において、①特定外来生物は確認されなかった。

②生態系被害防止外来種では、2種が確認された。そのうち1種はセイヨウタンポポで、本種は②のうち総合対策外来種（総合的に対策が必要な外来種）の重点対策外来種に該当する。もう1種は7月に確認されたヒメジョオンで、本種は②のうち総合対策外来種のその他の外来種に該当する。

表 3.7 の①及び②に該当しない外来種では、ナガハグサ、シロツメクサ、オオイヌノフグリ、ブタクサ、ヒメムカシヨモギの5種の確認があった。

②生態系被害防止外来種（セイヨウタンポポ・ヒメジョオン）の確認状況は表 3.8～9 に示すとおりである。

表 3.8 生態系被害防止外来種の確認状況（セイヨウタンポポ）

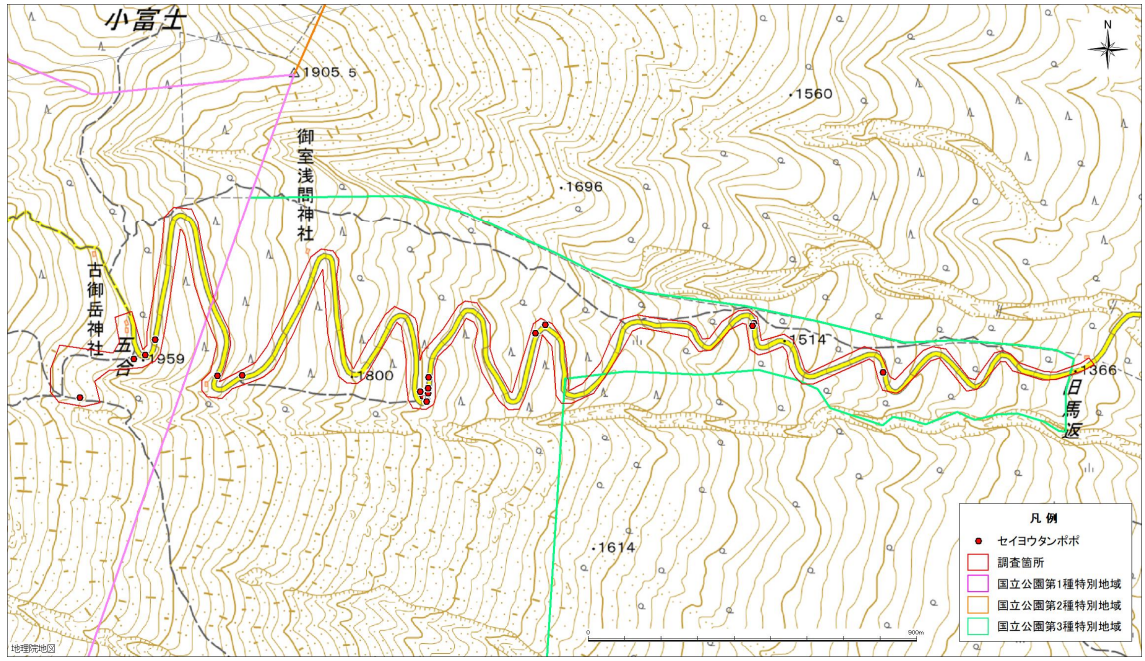
種名：セイヨウタンポポ	(総合対策外来種－重点対策外来種)
確認箇所数（通期）： ふじあざみライン 12 箇所 46 個体 五合目駐車場周辺 4 箇所 18 個体	5 月調査では、ふじあざみラインの道沿い及び五合目駐車場周辺で点在していた。 7 月調査では、ふじあざみラインで 5 月に確認された個体と同じものが再確認された。 9 月調査では、ふじあざみラインで 2 箇所が新たに確認され、他は 5 月確認時と同じものであった。
 セイヨウタンポポ（ふじあざみライン） (令和 6 年 5 月 21 日)	 セイヨウタンポポ（五合目駐車場周辺） (令和 6 年 9 月 11 日)
	

表 3.9 生態系被害防止外来種の確認状況（ヒメジョオン）

種名：ヒメジョオン	(総合対策外来種－その他の対策外来種)
確認箇所数： ふじあざみライン 1箇所 3 個体	7 月調査で、ふじあざみラインの 1 箇所で確認された。確認箇所は、道路法肩の石垣の上であった。この個体は 9 月調査では確認されなかった。
	
ヒメジョオン (令和 6 年 7 月 9 日)	ヒメジョオン確認箇所(令和 6 年 7 月 9 日)
